

令和5年3月吉日

赤ちゃんのご家族様へ

一般社団法人日本頭蓋健診治療研究会



ヘルメット治療の受診に際してご確認いただきたい事項

当研究会は、「頭蓋健診と治療に関する会員相互ならびに内外の関連学術団体との研究連絡、知識の交換、提携の場となることを通して頭蓋健診と治療の進歩普及に貢献するための事業を行い、学術文化の発展と頭蓋健診と治療の向上に資することで、国民の健康と福祉に寄与する」ことを活動目的に掲げる、医師、助産師、看護師、理学療法士等による任意団体です。

当研究会は、当該活動目的の下、乳幼児の頭の歪みを矯正するヘルメット治療について、単なる治療としての頭の歪みの矯正のみでなく、患者とご家族様の生涯に寄り添う外来を行うことを推奨しています。

赤ちゃんの頭のかたちの治療は、赤ちゃんにとっても、ご家族様にとっても、一生に一度の重要な治療になりますので、頭蓋矯正ヘルメット治療を受けるにあたっては、以下の点について十分にご確認の上、受診を決定されることを強く推奨いたします。

- 医師の管理下で行う頭蓋矯正ヘルメットを用いた頭蓋矯正は医療行為であり、医療費控除の対象となる可能性があります。
- 頭蓋矯正ヘルメットは、治療用装具療養費の対象となる可能性があります。詳しくは、ご加入されている健康保険、共済組合等にお問い合わせください。
- 頭蓋矯正ヘルメットの中には、医薬品医療機器総合機構（PMDA）の医療機器承認を得ていない製品も流通しています。治療の選択に当たっては、十分にご確認ください。

ご不明な点がございましたら、医師にご遠慮なく、ご質問ください。

以上